

改 正 後	改 正 前												
農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準 1 認証を行う機関に関する基準 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第16条第 1 項第 1 号（法第36条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表 1 の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。 表 1 認証を行う機関に関する基準 <table><tr><th>農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分</th><th>基準</th></tr><tr><td>（略）</td><td rowspan="3">ISO/IEC 17065</td></tr><tr><td>障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> 2 （略）	農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17065	障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物	（略）	農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準 1 認証を行う機関に関する基準 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第16条第 1 項第 1 号（法第36条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表 1 の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。 表 1 認証を行う機関に関する基準 <table><tr><th>農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分</th><th>基準</th></tr><tr><td>（略）</td><td rowspan="3">ISO/IEC 17065</td></tr><tr><td>障害者が生産行程に携わった食品</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> 2 （略）	農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17065	障害者が生産行程に携わった食品	（略）
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準												
（略）	ISO/IEC 17065												
障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物													
（略）													
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準												
（略）	ISO/IEC 17065												
障害者が生産行程に携わった食品													
（略）													